

○香川県警察職員の交通事故の防止に関する訓令

平成 14 年 3 月 27 日

警察本部訓令第 11 号

改正 平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号、平成 28 年 2 月 16 日本部訓令第 1 号、平成 30 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 2 年 3 月 31 日本部訓令第 11 号、令和 4 年 12 月 26 日本部訓令第 18 号

香川県警察職員の交通事故の防止に関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の交通事故の防止に関する訓令

香川県警察職員の交通事故の防止に関する訓令（昭和 51 年香川県警察本部訓令第 13 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 交通事故防止体制（第 4 条—第 7 条）

第 3 章 安全運転等（第 8 条・第 9 条）

第 4 章 車両の運転（第 10 条—第 18 条）

第 5 章 緊急自動車

第 1 節 緊急自動車運転資格（第 19 条—第 21 条）

第 2 節 緊急自動車運転資格検定（第 22 条—第 27 条）

第 3 節 運用の特例（第 28 条）

第 4 節 緊急走行（第 29 条—第 31 条）

第 6 章 雑則（第 32 条—第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、車両の安全な運転を確保するために必要な事項を定めることにより、香川県警察職員（以下「職員」という。）の交通事故の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 車両 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。

（2） 公用車両 職員が公務に使用する車両で、香川県警察（以下「県警察」という。）が管理するものをいう。

(3) 交通事故 公務であるかどうかにかかわらず、職員の運転する車両に係る人の死傷又は物の損壊の生じた事故をいう。

(職員の心構え)

第3条 職員は、車両の運転に当たっては、交通事故が警察に対する県民の信頼を失墜させるものであることを認識し、公務であるかどうかにかかわらず、模範的な運転者として道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）その他の交通関係の法令（以下「交通法令」という。）を遵守し、交通事故の防止に努めなければならない。

2 幹部（巡査部長以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の職員をいう。以下同じ。）は、部下職員に対する交通事故の防止のための指導教養に努めるものとする。

第2章 交通事故防止体制

(総括運転管理者)

第4条 県警察に総括運転管理者を置き、香川県警察本部警務部長の職にある者をもって充てる。

2 総括運転管理者は、交通事故の防止について、総合的な企画及び施策の実施を行うものとする。

(運転管理者)

第5条 香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の課、隊若しくは所、香川県警察学校（以下「警察学校」という。）又は警察署（以下「所属」という。）に運転管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 副運転管理者は、所属における交通事故の防止についての事務を行うものとする。

3 運転管理者は、所属における運転管理及び交通事故の防止についての事務を行い、その責めに任ずるものとする。

(副運転管理者及び代理者)

第6条 運転管理者の事務を補佐させるため、所属に副運転管理者を置き、警察本部の課、隊又は所にあつては次長、副隊長又は副所長の職にある者を、警察学校にあつては副校長の職にある者を、警察署にあつては副署長の職にある者をもって充てる。

2 副運転管理者に事故がある場合にあつては運転管理者があらかじめ指名する者が、香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間以外にあつては当直責任者がその職務を代理するものとする。

(運転管理者等の責務)

第7条 運転管理者及び副運転管理者（その職務を代理する者を含む。以下「運転管理者等」という。）は、所属の職員の交通事故の防止に努めなければならない。

2 運転管理者等は、所属の職員に対し、交通事故の防止について実効性のある計画的な指導教養を行わなければならない。

- 3 運転管理者等は、所属の職員の運転に係る適性、知識及び技能の把握に努め、運転業務の適正な運用に配慮しなければならない。
- 4 運転管理者等は、所属の職員の運転免許の保有状況を把握し、無免許運転、無資格運転等を防止しなければならない。
- 5 運転管理者等は、所属の職員の心身の状態に留意し、過労運転となるおそれがあると認めるときは、車両の運転を中止させる等の必要な措置を執らなければならない。

第3章 安全運転等

(安全運転)

第8条 職員は、車両の運転に当たっては、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守し、安全運転に努めなければならない。

- (1) 周囲の道路交通の状況等を把握すること。
 - (2) 車両の運転に支障を生じることのないよう、常に健康保持に留意すること。
 - (3) 交差点、見通しの悪い場所等における安全確認を行うこと。
 - (4) 雨天時その他気象状況等により視認性が低下している場合は、前照灯（ヘッド・ランプ）を点灯すること。
 - (5) 車両を発進させるときは、ドアを閉じたことを確認するとともに、前後左右の安全確認を行うこと。
- 2 車両を運転する職員は、職場における運転業務又は日常の運転を通じ、運転技能の向上に努めるものとする。

(運転管理者への届出)

第9条 職員は、交通法令の違反による処分を受けたとき、又は運転免許の内容に変更があるときは、直ちにその旨を運転管理者に届け出なければならない。

第4章 車両の運転

(公用車両の使用)

第10条 職員は、副運転管理者の承認を得て、自己の保有する運転免許に適合する公用車両を運転することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用する職員をいう。）は、公用車両を運転してはならない。
- 3 副運転管理者は、所属の職員の公用車両の運転に当たっては、当該職員の運転に関する適性、知識及び技能並びに心身の状態を考慮した上で、公用車両を運転させなければならない。この場合において、副運転管理者は、当該職員に対して、交通事故の防止のための必要な指示を行うものとする。

(私有車両の公務使用の禁止)

第11条 職員は、私有車両を公務に用いてはならない。ただし、別に定めるところにより

使用する場合は、この限りでない。

(重大な事故又は違反に伴う運転の禁止等)

第 12 条 交通法令の違反により懲戒処分を受けた職員は、運転管理者が定める一定の期間、公用車両（前条ただし書の規定により私有車両を公務に使用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）を運転してはならない。ただし、運転管理者の許可を得た場合は、この限りでない。

2 運転管理者は、所属の職員が交通法令に違反した場合又は当該職員の心身の健康状態が不良の場合において、職務中運転させることが不相当であると認めるときは、当該職員に一定の期間、公用車両の運転をさせてはならない。ただし、災害、重大事案その他緊急やむを得ない事態が発生した場合は、この限りでない。

(職員の申告)

第 13 条 職員は、疾病、過労等自己の心身の健康状態により車両の運転に支障がある場合は、車両を運転してはならない。この場合において、公用車両の運転に支障があるときは、職員は、その旨を直属の幹部に申告するものとする。

2 前項の規定による申告を受けた幹部は、当該申告の内容を充分把握した上で、その旨を運転管理者に報告するものとする。

(運転責任者)

第 14 条 車両に乗車する職員が複数の場合は、当該職員のうちから運転責任者を定めるものとする。

2 運転責任者は、安全運転のため、運転者に対して必要な指示を行うものとする。

(運転者の補助)

第 15 条 職員は、車両に乗車するときは、運転者に交通法令の遵守を呼び掛けるとともに、安全運転のための補助を行うものとする。

2 職員は、助手席に乗車するときは、運転補助者として安全確認、誘導等を行い、運転者を補助するものとする。

3 副運転管理者は、乗車定員 11 人以上の車両の運行に当たっては、運転補助者を同乗させるよう努めるものとする。

(安全呼称)

第 16 条 運転者及び運転補助者は、車両の走行中、周囲の状況に注意し、発進、停止、右左折、後退等をする場合又は交差点、踏切、信号等を通過する場合には、相互に安全呼称を行うものとする。一人で乗車する場合も、同様とする。

(車両の確認)

第 17 条 職員は、運転しようとする車両の操作を確認した上でなければ運転してはならない。

2 職員は、車両の運転に当たっては、当該車両の整備状況を確認するものとする。

(運行計画等)

第 18 条 運転管理者は、職員が長時間又は長距離の運転を伴う出張をする場合は、あらかじめ経路の状況及び所要時間等を勘案して運行計画を策定し、休憩時間、休憩場所等を具体的に定めておくとともに、必要により運転者の交代要員を同行させるものとする。

2 前項の場合において、運転責任者は、状況により過労運転等の防止のための必要な措置をとるものとする。

3 職員は、気象状況、道路の損壊等の事情により安全な運転に支障を生じるおそれがあると認める場合は、あらかじめ必要な資機材を携行する等の準備を行うとともに、現場の状況により安全な運転が確保できないと認める場合は、運転管理者の指示を受けて、運転を中止し、又は時間、経路等運行計画を変更するものとする。

第 5 章 緊急自動車

第 1 節 緊急自動車運転資格

(運転資格)

第 19 条 法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車の運転（以下「緊急走行」という。）は、緊急自動車の運転資格を有する者でなければしてはならない。

(訓練教養計画の策定)

第 20 条 総括運転管理者は、緊急自動車の運転資格を有する職員の確保及び技能の向上を図るため、総合的な訓練教養計画を策定するものとする。

(緊急自動車運転資格保有者名簿)

第 21 条 運転管理者は、所属の緊急自動車の運転資格を有する職員について、別記様式第 1 号の緊急自動車運転資格保有者名簿（以下「名簿」という。）を作成して、確認できるようにしておかなければならない。

第 2 節 緊急自動車運転資格検定

(緊急自動車運転資格検定)

第 22 条 緊急自動車の運転資格は、香川県警察本部交通部運転免許課香川県運転免許センターにおいて実施する緊急自動車運転資格検定（以下「検定」という。）に合格した者に対して、大型、中型、普通又は二輪の区分に応じ付与するものとする。ただし、総括運転管理者が認める専科又は研修を修了した者については、その旨の届出により、緊急自動車の運転資格を付与するものとする。

2 総括運転管理者は、他の都道府県警察から採用された職員について、当該職員の所属の運転管理者からの上申に基づき、その内容を審査して、緊急自動車の運転資格を付与することができる。

(実施要領等)

第 23 条 検定は、適性検査及び技能検査並びに講習を行うものとする。

2 検定の実施要領、受検の要件、合格基準等は、別に定める。

(受検申請)

第24条 運転管理者は、受検の要件を満たす所属の職員のうち適当であると認めるものについて検定を受検させるものとする。

(緊急自動車運転資格者証の交付等)

第25条 総括運転管理者は、検定の実施後、その結果について受検の申請に係る運転管理者に通知するとともに、合格した者については、緊急自動車運転資格者証を交付するものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により緊急自動車の運転資格を付与された者について準用する。

(緊急自動車運転資格検定合格証の返納及び取消し)

第26条 総括運転管理者は、緊急自動車の運転資格を有する職員が運転免許の停止若しくは取消しを受けたとき、運転管理者から緊急自動車の運転資格を取り消すことが適当であると認めた旨の報告を受けたとき又は総括運転管理者が当該運転資格の取消しが必要であると認めたときは、当該職員の緊急自動車運転資格を取り消すことができる。

2 総括運転管理者は、前項の規定により緊急自動車の運転資格を取り消したときは、当該職員の所属の運転管理者に通知するものとする。

3 第1項の規定により緊急自動車の運転資格を取り消された職員は、緊急自動車運転資格者証を返納しなければならない。

(再受検)

第27条 緊急自動車の運転資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しを受けた日から起算して3月以上経過し、かつ、運転免許の効力を有した後でなければ再び受検することができない。ただし、前条第1項に規定する運転管理者から報告又は総括運転管理者による取消しの必要の認定により取消しを受けた場合において、運転管理者が特に必要であると認め、総括運転管理者がこれを許可したときは、この限りでない。

第3節 運用の特例

第28条 職員は、現場の状況等により緊急走行の必要があると判断した場合は、緊急自動車の運転資格の有無にかかわらず、運転管理者の許可を得て緊急走行を行うことができる。ただし、緊急により運転管理者の許可を得るいとまのない場合は、この限りでない。

2 前項の緊急走行は、法に規定する資格を有し、かつ、適合する運転免許を保有する場合に限る。

3 職員は、第1項の規定により緊急走行を行った場合は、事後、直ちに緊急走行の状況を直属の上司を経由して運転管理者に報告しなければならない。

第4節 緊急走行

(緊急走行の判断)

第29条 緊急走行の判断は、階級若しくは職が上位の者又は先任者が乗務している場合は、

当該上位の者又は先任者が行うものとする。ただし、当該上位の者又は先任者が車両に乗務していない場合は、自ら行うものとする。

(緊急走行時の遵守事項)

第 30 条 職員は、緊急走行に当たっては、警察の責務の遂行のみを優先することなく、交通法令及びこの訓令に定める安全運転に関する規定を遵守するとともに、常に冷静沈着に、自己の運転技能、車両の性能、道路の状況その他交通の状況等を判断し、交通事故の防止に努めなければならない。

(運転技術の向上等)

第 31 条 緊急自動車の運転資格を有する職員は、緊急自動車の運転に係る技術の向上と知識の研鑽に努めるものとする。

第 7 章 雑則

(交通事故発生時の措置)

第 32 条 職員は、公務であるかどうかにかかわらず、自己の運転する車両に係る交通事故が発生したときは、直ちに法定の措置を講じるとともに、運転管理者に報告しなければならない。

2 運転管理者は、前項の規定による報告を受けたとき、又は交通事故を認知したときは、当該交通事故に係る職員に対し、現場措置等の指示を行うとともに、必要により所属の職員を派遣して所要の措置を講じるものとする。この場合において、速やかに別記様式第 2 号の警察職員による交通事故報告により香川県警察本部警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を經由して香川県警察本部長に報告するものとする。

3 職員が交通事故を起こした場合において、当該交通事故の処理を担当した警察署長は、その内容を当該職員の属する所属の運転管理者に通報するものとする。

(原因究明及び防止対策)

第 33 条 運転管理者は、所属の職員が運転する車両に係る交通事故が発生したときは、必要により運転管理者が指名する者に当該事故の原因の究明を行わせるとともに、必要な交通事故の防止対策を講じるものとする。

2 運転管理者は、前項の原因の究明を行わせたときは、その結果及び対策並びにこれを踏まえた指導教養の実施状況を監察課長を經由して総括運転管理者に報告するものとする。

(損害賠償及び求償)

第 34 条 職員が交通事故を起こし、香川県が損害を受けた場合において、当該交通事故の原因に職員の故意又は重大な過失がないときは、当該職員に対する当該損害に係る賠償請求及び求償は、行わないものとする。

(事務の専決等)

第 35 条 第 22 条及び第 25 条に規定する緊急自動車運転資格検定に関する事務を香川県警

察本部警務部首席監察官に専決させるものとする。

- 2 この訓令の実施に関し必要な事務は、香川県警察本部警務部監察課が行う。

附 則

- 1 この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の訓令に規定する公用車両運転資格検定のうち、大型検定、限定大型検定、普通検定又は大型二輪検定の中級以上の等級に係るものに合格している職員については、この訓令に規定する緊急自動車運転資格検定の相当種別に合格した者とみなす。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
（香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止）
- 2 香川県警察の航空隊に関する訓令（平成元年香川県警察本部訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号）

- 1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 16 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日本部訓令第 11 号）

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 略

附 則（令和 4 年 12 月 26 日本部訓令第 18 号）

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（別記様式 省略）